【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十七条　削除

（改正前）

第三十七条　証券業者は、第二十九条（第三十二条第二項において準用する場合を含む。以下第三十八条及び第三十九条において同じ。）の規定により登録を受けた各営業所又は代理店において営業を開始したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第三十七条　証券業者は、第二十九条（第三十二条第二項において準用する場合を含む。以下第三十八条及び第三十九条において同じ。）の規定により登録を受けた各営業所又は代理店において営業を開始したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（改正前）

第三十七条　証券業者は、営業を開始したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第三十七条　証券業者は、営業を開始したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（改正前）

第三十七条　証券業者は、営業を開始したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第三十七条　証券業者は、営業を開始したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。